

議案第161号

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（公営住宅の入居者資格）</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。以下「高齢者等」という。）にあっては、この限りでない。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条第1号</u>に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に定める程度であるもの</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>ウ～ク [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（公営住宅の入居者資格）</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。以下「高齢者等」という。）にあっては、この限りでない。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条</u>に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に定める程度であるもの</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>ウ～ク [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。